2022年1月4版

**課外活動再開基準（音楽系）について**

「課外活動計画書」と「活動指針」は，活動が再開されて構成員が遵守するものであるため，具体的な内容がわかり易く作成され，構成員全体で共有すること。

活動は平日を基本とするが土日祝日も可能とし，1日に3時間以内とする。活動人数も全体練習，屋内の収容人数までの練習を可能とする。

１．団体の構成

① 危機管理を指導されている顧問（教職員）が配置されていること。

② 連絡体制が構築されていること。

２．安全対応

① コロナ対策についての基本的な方針は，広島大学の指針を遵守していること。

② 指針には大学が示した感染防止体制とともに，連盟等のガイドラインを参考に，広島大学施設の特性を踏まえた安全対策が示されていること。参考にした連盟等のガイドラインを添付されていること。

③ 大学として禁じている活動計画が含まれていないこと。

④ 熱中症等の危険がある場合を除いて，マスクを常時着用されていること。

⑤ 活動前に体調点検を行うこと。

⑥ 活動を自粛したい構成員に参加を強要しないこと

３．練習計画

① 練習計画が示されていること（連盟等ガイドラインを参考に安全対策が取られていることを条件に全体練習も可能とされている）。

② 1日の活動人数の目安と多い場合の対応策が示されていること。

③ 活動は原則として学内とし，場所が明記されていること。

④ 活動は必要な場合には土日祝日も可能で1日３時間内である（＊休日の連絡体制は正確に構築されていること）。

⑤ 屋内施設での練習は，ソーシャル・ディスタンス（できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空け，会話をされている際は真正面を避ける）を遵守されていること。

⑥ 屋外練習でも，場所を特定し，ソーシャル・ディスタンス（できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空け，会話をされている際は真正面を避ける）を遵守し，また周囲の迷惑にならないように心がけていること。

⑦ 安全対策（換気や消毒，人同士の間隔等を含む）の具体が示されていること。

⑧ やむを得ず活動を学外で行う場合や，1つの団体を2グループにして行う場合などの，特例についてはヒアリングを行って了承された計画であること。

⑨ 学外施設を利用されている場合には，以下を条件とされていること。(1)学内に利用できる施設がなく，これまでも学外施設を使っており，(2)学外施設を使うための安全対策について顧問（教職員）が適切な指導を行い，(3) 地域の方に迷惑をかけないこと（「課外活動計画書」に学外施設利用時における安全対策を詳細に記載されていること）。

＊　土日祝日の活動についての連絡体制

・事故や体調不良者への対応のために下記のような内容が可能な連絡網を団体ごとに作成されていること。

① 事故への対応

・負傷者の有無及び負傷状態の確認

・負傷者への適切な応急措置

・負傷者の状況を把握した上で，必要な場合は救急車を要請

・団体で作成した連絡網に従って顧問に連絡と相談

・大学会館警備員室(Tel：082-424-6149)にも連絡（学生生活支援グループ関係者に伝えてもらうよう依頼されていること）

（なお，平日昼間時間帯の場合，学生生活支援グループ(Tel：082-424-6145)，夜間は上記の大学会館警備員室(Tel：082-424-6149)に連絡されていること）

②体調不良者への対応

練習中や練習後に発熱等の体調不良を起こした場合は，医療機関を受診し，顧問に連絡するとともに，学部チューター又は保健管理センターに症状を伝えること。

４．練習当日の対策

(1) 会場の設営・撤収

① 会場内への椅子及び譜面代などの備品の搬出入は，あらかじめ時間と人員を設定し，設営を行っていること。

② 搬出入，設置の際には，十分な時間を設定し，設営要員に対して感染防止策を講じていること。

③ 椅子，備品の設置後，消毒を行っていること。

④ 会場は窓の開放が可能であること，望むらくは二方向に窓が設置されていること。

⑤ 窓の解放が不可能である場合，機械換気が十分にされていること。

(2) 会場入場時

① 収容可能人数を利用予定者人数の上限とされていること。

② 窓と出入り口を開放し，換気を行っていること。

③ 楽譜やプリント類は手から手への配布を避け，回覧はしないこと。

(3) 練習時

① 構成員の距離は前後2m以上，左右1m以上を確保し，構成員同士が向かい合う配置は避ける。ヴォーカルなどの歌唱は，マスクやフェイスシールドを着用して行う。ただし，フェイスシールドは眼を保護されているゴーグルと同等のものであるので，フェイスシールドを着用している時は，咳エチケットを実践されていること。

② 指揮者と構成員との距離は，適切な距離を確保されていること。

③ 座っている構成員と立っている構成員が混在しないようにしていること。

④ 活動時間は３時間以内とされている。また連続した練習時間は30分以内とし，５分以上の換気を行うこと。

⑤ 楽譜やプリント類の共有を避けていること。

⑥ マウスピースや頭部管，打楽器のスティックの消毒を行っていること。管楽器の奏者は，演奏時に生じる結露水の処理を所定の吸水シートで行い，演奏後，ゴミは各自で持ち帰る。

⑦ 楽器・スティック等を共有しない手立て，やむを得ず共有されている場合の消毒方法を検討していること。

⑧ パート練習やグループ練習は，原則として２m以上の距離をとり，向き合わずに行っていること。

⑨ 口を見る等の練習で，1対1のマスクを付けない練習を行う場合は，フェイスシールド及び透明のアクリル板を利用し飛沫感染に対処されていること。

　　なお，練習を録画した後に映像で確認されている方法を取り入れることも検討されていること。

⑩ 屋外練習

場所を特定し，責任者が参加者を確認されている。ソーシャル・ディスタンスなどを遵守し，また周囲の迷惑にならないように心がける。人が目の前を通過している時には，演奏・歌唱を中断すること。

(4) 休憩時

① マスクを着用し，咳エチケットを実践されていること。

② 人との間隔を1m以上離し，会話はなるべく避けていること。

③ 窓と出入り口を開放し，換気が行われていること。

④ 「練習室での食事は禁止する。ただし必要限度での水分補給のみ行ってよいものとする。」

(5) 練習後

① 退場時に密集しないよう，できるだけ分散退場策を講じていること。

② 連絡やミーティングは可能な限り書面やオンラインで行う。オンラインで実施されていることが難しい場合には，マスクを着用の上，人との間隔を1m以上離し，少人数・短時間で行っていること。

③ 団体連絡室は，器具などの搬出入などをのぞいて使用を禁止。

④ ゴミは各自で持ち帰ること。

⑤ 活動前後での長時間の集団での同一行動や飲食は厳禁とされていること。

５．実施確認者の仕事

① 以下の仕事は代表責任者が責任をもって担当する。代表責任者が参加できない場合は，代表責任者が指名した人が実施責任者となっていること。

② 実施確認者の仕事

・練習開始前に大学会館管理室に連絡し，使用されている部屋すべての鍵を借りていること。

・練習参加者全員の入室時間と退室時間を記録されていること。

・練習後に各箇所が消毒済みか確認されていること。

・戸締まりを確認し，練習終了時刻までに使用した部屋すべての鍵を返却すること。

６．新入生の勧誘活動について

・勧誘活動は認める。ただし，スペイン広場や霞ヴィオラ周辺等で大人数による構成員勧誘活動(署名活動，ビラ配布も含む)を禁止している。クラブ活動を見学する(させる)行為については三密にならないように配慮すれば許可。

・総合科学部掲示版への掲示は許可。

・１年生が加入した後は２・３年生と同様に対策をして練習に参加させ，「新しい生活様式」による感染防止行動を遵守されていること。

７．活動の制限

① 合宿，コンパ，まとまった人数での会食は，行わないこと。

② 臨床実習，教育実習，介護等体験，博物館実習等に参加する者は，大学が定める期間，当人の健康状態の如何を問わず部活動への参加を禁止。制限は広島県内の新規感染状況によって異なるので詳細は【参考】を参照。

③ 学外からの指導者等の招集は認めるが，次の点に注意されていること。

・顧問（教職員）の許可を得ること。

・学生生活支援グループに学外からの指導者等の許可申請書を提出されていること。

・学外からの指導者等は学内ではマスクを着用し，「新しい生活様式」による感染防止行動を徹底されていること。

８．新型コロナウイルス感染症疑い学生発生時の注意事項について

○ 新型コロナウイルス感染症疑い学生発生時の注意事項について

学生は，毎朝体温を測定するとともに，発熱（※），倦怠感，咳，息苦しさ，のどの痛み，頭痛，嗅覚・味覚異常の症状がないか確認する。

※発熱とは37.5度以上，又は平熱より１度以上高い場合とする。

（１）上記症状のどれかひとつでも該当する場合は，顧問，チューター又は指導教員，保健管理センターへメール等により連絡する。

（２）かかりつけ医等身近な医療機関に相談か，相談先に迷ったら受診・相談センター（保健所）に電話相談する。

（３）保健管理センターの新型コロナウイルス感染症対応と対応の流れを十分に理解しておく。広島県等の対応に合わせて更新されることがあるので日ごろから点検する。

2020年度の学生健康診断と健康管理について

https://health.hiroshima-u.ac.jp/CU2020.html

（４）PCR検査等・感染・濃厚接触・接触報告・連絡

・学生の場合：学生（又はその保護者等）から顧問，チューター又は指導教員及び保健管理センターに報告

・PCR検査等・感染・濃厚接触・接触報告のWEBに本人又は報告を受けた者が入力する。

新型コロナウイルス感染・（濃厚）接触・PCR/抗原検査報告

https://forms.health.hiroshima-u.ac.jp/user/paper/covid19

【広島大学保健管理センター】

https://health.hiroshima-u.ac.jp/

電話 082-424-6192

【受診・相談センター（保健所）】

東広島市（広島市・呉市・福山市以外の市町）（24 時間）082-513-2567

広島市（24 時間）082-241-4566

呉市（24 時間）0823-22-5858

福山市（24 時間）084-928-1350

-------------------------------------------

【参考】臨床実習，教育実習，介護等体験，博物館実習等に参加する学生の活動制限。

臨床実習（病院・診療所・薬局等の中で実施される実習）に参加する学生については，当該臨床実習の開始前２週間から終了後２週間までは，オンライン以外の課外活動を禁止。

教育実習，博物館実習（館園実習），介護等体験に参加する学生については，開始日の2週間前から，オンライン以外の課外活動を禁止。実習終了後には，体験期間中に，「広島県内の1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が5人以上」となった場合は２週間経過するまで，「広島県内の1週間の人口10万人あたりの新規感染者数が0~5人未満」であった場合は１週間経過するまで，オンライン以外の課外活動を禁止。

教育実習を受講する皆さんへ（重要なお知らせ）

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyoikujisshu0902.pdf

博物館実習（館園実習）参加にあたっての注意事項

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/hakubutukan0902.pdf

【課外活動再開のために必要な書類】

課外活動再開のためには，課外活動計画書，課外活動指針，緊急連絡網の３点を送付いただいた団体が活動することができます。

なお，活動指針を作成するにあたっては添付ファイル（課外活動再開基準）の内容を盛り込む必要があります。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/post\_92.html

【学外指導者招集許可願】

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/post\_92.html

【課外活動における公式大会参加等の取扱い】

公式大会等へ参加する場合は，移動の3週間前までに下記の書類を学生生活支援グループへ提出すること（申請は，各団体の大会への参加申し込みまでに申請すること。参加料等は，参加許可がなされない場合も想定して，各団体で対応すること。）。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/post\_93.html

【学内・学外での活動許可申請書】

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/post\_93.html